

那覇市公報

第 1 6 3 0 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

- なは市民活動支援センター規則（まちづくり協働推進課）…………… 1251
- なは産業支援センター規則（商工農水課）…………… 1258
- 那覇市協働によるまちづくり推進審議会規則（まちづくり協働推進課）… 1263
- なは女性センター規則（平和交流・男女参画課）…………… 1265
- 那覇市いじめ問題調査委員会規則（子育て応援課）…………… 1273

◇告 示◇

- 平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率の公表について（財政課）………… 1276
- 平成 26 年度那覇市一般会計補正予算（第 3 号）（財政課）…………… 1277
- 平成 26 年度那覇市一般会計補正予算（第 4 号）（財政課）…………… 1281
- 平成 26 年度那覇市水道事業会計補正予算（第 1 号）（上下水道局企画経営課）
…………… 1282
- 平成 26 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第 1 号）（上下水道局企画経営課）
…………… 1283
- 身体障害者手帳交付に係る医師の指定について（障がい福祉課）…………… 1285

◇公 告◇

- 住民票の職権消除の公示について（ハイサイ市民課）…………… 1286

◇上下水道局告示◇

- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について…………… 1286

◇教育委員会規則◇

○那覇市いじめ問題専門委員会規則……………	1287
-----------------------	------

◇選挙管理委員会告示◇

○那覇市長選挙を行うべき事由が生じたことについて……………	1289
○選挙人名簿の縦覧場所について……………	1290
○沖縄海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について……………	1290

◇監査委員公表◇

○平成 26 年度前期定期監査の結果に対する措置について（公表）……………	1291
---------------------------------------	------

規 則

那覇市規則第46号

平成26年 9 月30日

公 布 済

なは市民活動支援センター規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

なは市民活動支援センター規則

（趣旨）

第1条 この規則は、なは市民協働プラザ条例（平成26年那覇市条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し、なは市民活動支援センター（以下「市民活動センター」という。）に係る必要な事項を定めるものとする。

（利用許可の申請）

第2条 条例第14条第1号の利用施設及び第3号のピロティの利用の許可の申請は、利用しようとする日の2月前の日の属する月の初日（その日が休館日である場合は、その直後の休館日でない日）から受け付けるものとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（入居用施設の利用許可の基準）

第3条 条例第20条第3項の利用許可の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- （1） 支援ブース 一定期間継続的に市民活動を行うために必要な専用の事務所を有しない団体又は個人であること。
- （2） 事務室 一定期間継続的に市民活動を行うために必要な専用の事務所を有しない団体（指定管理者が特別な理由があると認めるものを除く。）であること。
- （3） 行政関連団体室 市民活動の支援のため、本市の施策上市長が特に必要と認める団体であること。

（入居用施設を利用するものの公募及び選定）

第4条 条例第14条第2号アの支援ブース及びイの事務室を利用するものの選定は、公募により行うものとする。

2 前項の公募の時期及び方法その他利用するものの選定について必要な事項は、指定管理者が市長の承認を得て別に定める。

（利用料金の返還）

第5条 条例第21条第5項ただし書の規定により利用料金を返還することができる場合及びその額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、返還する額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 天災その他不可抗力により施設を利用できなくなった場合 利用できない期間に係る額(利用できない期間に1月未満の日数がある場合は、日割り計算により算定して得られる額)
- (2) 条例第14条第1号の利用施設について、利用しようとする日の前日から起算して7日前までに利用の取消しを申し出た場合 利用料金の2分の1の額
- (3) 条例第14条第2号の入居用施設について、利用を中止しようとする日から起算して3月前までに利用の中止を申し出た場合 利用を中止する期間に係る額(利用を中止する期間に1月未満の日数がある場合は、日割り計算により算定して得られる額)
- (4) その他指定管理者が必要と認める場合 指定管理者が必要と認める額(利用料金の減免)

第6条 条例第22条の規定により利用料金を減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、免除する額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 条例第22条第1号の規定に該当する場合 全額
- (2) 条例第22条第2号の規定に該当する場合 利用料金の2分の1以上の額
- (3) 条例第22条第3号の規定に該当する場合 指定管理者が必要と認める額(利用後の点検)

第7条 利用者は、施設の利用を終了したときは、その旨を指定管理者に報告し、その点検を受けなければならない。

(公告)

第8条 市長は、条例第23条第1項の規定により市民活動センターの管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせようとし、又は行わせている公の施設(以下「指定施設」という。)の概要
- (2) 申請することができる団体の資格
- (3) 申請の受付期間
- (4) 申請に必要な事業計画書等の書類
- (5) 条例第23条第1項各号に掲げる選定の要件

- (6) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
 - (7) 指定施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する事項
 - (8) 指定管理者に指定しようとする期間
 - (9) その他市長が必要と認める事項
- (指定申請)

第9条 指定申請は、市長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第23条第3項の規則で定める申請書は、なほ市民活動支援センター指定管理者指定申請書(第1号様式)とする。

3 条例第23条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款又は寄附行為(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (2) 法人にあつては、登記事項証明書
- (3) 役員の名簿及び履歴書
- (4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における期末の財産目録及び収支決算書
- (6) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (7) 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度の市民活動センターの管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (8) その他市長が必要と認める書類

(通知)

第10条 市長は、条例第23条第1項の規定による指定をするときは、なほ市民活動支援センター指定管理者指定通知書(第2号様式)により通知する。

2 市長は、条例第23条第1項の規定による指定をしないときは、なほ市民活動支援センター指定管理者不指定通知書(第3号様式)により通知する。

(協定)

第11条 市長及び指定管理者は、本市と市民活動センターの管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 条例第14条第2号の入居用施設の利用期間に関する事項

- (3) 利用料金に関する事項
 - (4) 管理に要する費用に関する事項
 - (5) 管理を行うに当たって業務上知り得た秘密及び保有する個人情報の保護に関する事項
 - (6) 情報公開の実施に関する事項
 - (7) 管理の業務の報告に関する事項
 - (8) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
 - (9) その他市長が必要と認める事項
- (補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(那覇市NPO活動支援センター条例施行規則の廃止)
- 2 那覇市NPO活動支援センター条例施行規則(平成16年那覇市規則第42号)は、廃止する。

第1号様式(第9条関係)

なは市民活動支援センター指定管理者指定申請書

年 月 日

那覇市長 宛

申請者 所在地

団体名

代表者

印

連絡先 担当者

電 話

なは市民活動支援センターの指定管理者の指定を受けたいので、なは市民協働
プラザ条例第23条第2項の規定により申請します。

第2号様式(第10条関係)

那覇市指令 第 号
年 月 日

所在地

団体名

代表者 様

那覇市長

なは市民活動支援センター指定管理者指定通知書

年 月 日付けで申請のあった、なは市民活動支援センターの指定管理者の指定については、なは市民協働プラザ条例第23条第1項の規定により、下記のとおり指定します。

記

指定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

第3号様式(第10条関係)

第 号
年 月 日

所在地

団体名

代表者

様

那覇市長

なは市民活動支援センター指定管理者不指定通知書

年 月 日付けで申請のあった、なは市民活動支援センターの指定管理者の指定については、指定しないので通知します。

那覇市規則第47号
平成26年 9 月30日
公 布 済

なは産業支援センター規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

なは産業支援センター規則

（趣旨）

第1条 この規則は、なは市民協働プラザ条例（平成26年那覇市条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し、なは産業支援センターに係る必要な事項を定めるものとする。

（利用する者の選定基準）

第2条 条例第31条の規定により規則で定める選定の基準は、利用しようとする者が次の各号のいずれかに掲げる事業を営む者であることとする。

- （1） 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号。以下「法」という。）第3条第6号の情報通信産業に属する事業
- （2） 法第3条第8号の情報通信技術利用事業
- （3） 法第3条第9号の製造業等に属する事業
- （4） 法第3条第10号の産業高度化・事業革新促進事業
- （5） 法第3条第11号の国際物流拠点産業に属する事業
- （6） 観光関連産業の振興に資する事業
- （7） エネルギー産業の振興に資する事業
- （8） 工芸産業その他の地域産業の振興に資する事業
- （9） 前各号に掲げる事業の振興及び発展に資する事業

2 前項に定めるもののほか、中核企業室（条例第28条第1号の中核企業室をいう。以下同じ。）に係る選定の基準は、利用しようとする者が次に掲げる全ての要件を満たすこととする。

- （1） 前項各号に掲げる事業のいずれかに関連する産業の集積に寄与できること。
- （2） 前項各号に掲げる事業のいずれかに関連する産業の開拓及び創業活動に寄与できること。
- （3） なは市民協働プラザに入居する企業、団体等との連携に寄与できること。

3 第1項に定めるもののほか、インキュベート室（条例第28条第2号のインキュベート室をいう。以下同じ。）に係る選定の基準は、利用しようとする者が次に掲げる全ての要件を満たすこととする。

- （1） 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の中小企業者であること。

(2) 成長の可能性が見込まれる事業計画を有し、現に事業に着手し、又は着手することが確実に見込まれること。ただし、現に着手している場合にあっては、着手後3年以内のものに限る。

(3) 条例第30条に規定する利用期間の満了後も本市において引き続き事業を行う意思を有すること。

(利用する者の選定方法)

第3条 条例第31条の規定により規則で定める選定の方法は、公募によるものとする。

2 前項の選定の実施に当たっては、あらかじめ前条第1項各号に掲げる事業について専門的な知識を有する者の意見を聴取するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、公募の時期、方法その他選定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(会議室の利用時間)

第4条 会議室(条例第28条第3号の会議室をいう。以下同じ。)の利用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 月曜日から金曜日まで 午前9時から午後10時まで

(2) 土曜日 午前9時から午後5時まで

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる日(次条において「日曜日等」という。)については、会議室の利用を許可しない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(4) 6月23日(慰霊の日)

(会議室の利用許可申請)

第5条 会議室に係る条例第33条第1項の利用許可の申請は、利用しようとする日の2月前の日の属する月の初日(その日が日曜日等の場合は、その直後の日曜日等でない日)から受け付けるものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(利用期間の更新又は延長)

第6条 条例第30条ただし書の規定による利用期間の更新又は延長を希望する者は、利用期間の満了の日から起算して2月前までに市長にその旨を届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合で、その適否を審査し、適当と認めるときは、利用期間を更新し、又は延長するものとする。

（使用料）

第7条 条例第34条第2項の規定により規則で定める使用料の額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

（使用料の還付）

第8条 条例第34条第5項ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。この場合において、還付する額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（1）天災その他不可抗力により利用できなくなった場合

ア 中核企業室及びインキュベート室 利用できない期間に係る額（利用できない期間に1月未満の日数がある場合は、日割り計算により算定して得られる額）

イ 会議室 利用できない時間（利用できない時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。）に係る額

（2）利用しようとする日の前日から起算して7日前までに利用の取消しを申し出た場合（会議室に限る。） 使用料の2分の1の額

（3）その他市長が必要と認める場合 市長が必要と認める額

（使用料の減免）

第9条 条例第35条の規定により使用料を減免する額は、次のとおりとする。この場合において、免除する額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（1）条例第35条第1号の規定に該当する場合

ア 本市が主催する事業に会議室を利用するとき 全額

イ 本市が共催する事業に会議室を利用するとき 使用料の2分の1の額

（2）条例第35条第2号の規定に該当する場合 市長が必要と認める額

（費用の負担）

第10条 中核企業室及びインキュベート室の利用に伴い生ずる次に掲げる費用は、利用者の負担とする。

- (1) 電気料金
 - (2) 通信設備の利用に係る諸経費
 - (3) その他利用者が負担することが適当と認められる費用
- (補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1(第7条関係)

区分	金額(1平方メートル当たり1月につき)
中核企業室	1,890円
インキュベート室	1,213円

備考 使用料は、共益費を含む。

別表第2(第7条関係)

区分	金額(1時間につき)	
	空調を使用しない場合	空調を使用する場合
会議室1	2,300円	2,450円
会議室2	2,100円	2,250円

備考 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

那覇市規則第48号

平成26年 9 月30日

公 布 済

那覇市協働によるまちづくり推進審議会規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市協働によるまちづくり推進審議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例（昭和52年那覇市条例第2号）第3条の規定に基づき、那覇市協働によるまちづくり推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（担当事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1）本市における協働によるまちづくりの推進に関すること。
- （2）次に掲げる施設の指定管理者の選定に関すること。

ア なは市民活動支援センター（なは市民協働プラザの建物等のうち市長が必要と認める部分の維持管理を含む。）

イ 那覇市共同利用施設

（組織）

第3条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）協働によるまちづくりの関係団体に所属する者
- （3）その他市長が必要と認める者

3 第1項の規定にかかわらず、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、市長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員の担任する特定の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員（議事に関する臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第7条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、市民文化部まちづくり協働推進課において処理する。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（那覇市NPO活動支援センター指定管理者選定委員会規則の廃止）
- 2 那覇市NPO活動支援センター指定管理者選定委員会規則（平成19年那覇市規則第45号）は、廃止する。

那覇市規則第49号
平成26年9月30日
公 布 済

なは女性センター規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

なは女性センター規則

（趣旨）

第1条 この規則は、なは市民協働プラザ条例（平成26年那覇市条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し、なは女性センターに係る必要な事項を定めるものとする。

（許可の申請）

第2条 条例第41条第1項の許可（以下「許可」という。）の申請は、なは女性センター利用許可申請書（第1号様式）によるものとする。

- 2 前項の申請は、利用しようとする日の属する月の前月の初日（その日が休館日である場合は、その直後の休館日でない日。以下同じ。）から受け付けるものとする。ただし、市長は、条例第36条の目的を達成するため特に必要と認めるときは、利用しようとする日の6月前の日の属する月の初日から受け付けることができる。

（許可の決定）

第3条 許可の決定は、申請順によるものとする。この場合において、申請が同順位のとときは、抽選又は協議によるものとする。

- 2 市長は、前項の決定をしたときは、なは女性センター利用許可書（第2号様式。以下「利用許可書」という。）を申請者に交付する。

（利用期間）

第4条 許可に係る利用期間は、利用を開始した日から起算して3日以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（利用時間の区分）

第5条 許可に係る利用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、利用時間の区分をしないことができる。

- (1) 午前の部 午前9時から午前12時まで
- (2) 午後の部 午後1時から午後4時30分まで
- (3) 夜間の部 午後5時から午後8時30分まで

（許可の変更）

第6条 条例第41条第1項後段の規定による変更の許可の申請は、なは女性センター

利用変更許可申請書(第3号様式)に利用許可書を添えて、行うものとする。

- 2 市長は、前項の申請に対し許可の決定をしたときは、なは女性センター利用変更許可書(第4号様式)を申請者に交付する。

(利用の取りやめ)

第7条 許可を受けたものが当該許可を受けた施設を利用しないこととなったときは、なは女性センター利用取りやめ届(第5号様式)に利用許可書(前条第2項の許可を受けた場合は、当該変更に係る許可書を含む。)を添えて、速やかに、これを市長に提出しなければならない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(なは女性センター条例施行規則の廃止)
- 2 なは女性センター条例施行規則(平成8年那覇市規則第29号)は、廃止する。

第1号様式(第2条関係)

なは女性センター利用許可申請書 年 月 日 那覇市長 宛 申請者 住 所 団 体 名 代表者名 担当者名 電話番号 なは女性センターを利用したいので、なは市民協働プラザ条例第41条第1項前段の規定により、次のとおり申請します。		
利用目的 及び内容		
利用日時 及び利用 施設	年 月 日（ 曜日） 時 分 ～ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
	年 月 日（ 曜日） 時 分 ～ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
	年 月 日（ 曜日） 時 分 ～ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
	年 月 日（ 曜日） 時 分 ～ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
	年 月 日（ 曜日） 時 分 ～ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
利用人員	人	
利用備品		

注（利用時間の区分）午前の部：午前9時から午前12時まで

午後の部：午後1時から午後4時30分まで

夜間の部：午後5時から午後8時30分まで

第2号様式(第3条関係)

第 号 年 月 日 様 那覇市長 なは女性センター利用許可書 年 月 日付け申請のあった、なは女性センターの利用について、なは市民協働プラザ条例第41条第1項前段の規定により、次のとおり許可します。		
利用目的 及び内容		
利用日時 及び利用 施設	年 月 日(曜日) 時 分 ~ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
	年 月 日(曜日) 時 分 ~ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
	年 月 日(曜日) 時 分 ~ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
	年 月 日(曜日) 時 分 ~ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
	年 月 日(曜日) 時 分 ~ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
利用人員	人	
利用備品		

注 なは女性センターを利用するときは、この許可書を提示してください。

第3号様式(第6条関係)

なは女性センター利用変更許可申請書 年 月 日 那覇市長 宛 申請者 住 所 団 体 名 代表者名 担当者名 電話番号 なは女性センターの利用許可を受けた事項を変更したいので、なは市民協働プラザ 条例第41条第1項後段の規定により、次のとおり申請します。	
許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
変 更 事 項	
変 更 理 由	

注 なは女性センター利用許可書を添付してください。

第4号様式(第6条関係)

第 号 年 月 日	
様	
那覇市長	
なは女性センター利用変更許可書	
年 月 日付け申請のあった、なは女性センターの利用許可の変更について、なは市民協働プラザ条例第41条第1項後段の規定により、次のとおり許可します。	
許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
変更事項	

第5号様式(第7条関係)

なは女性センター利用取りやめ届	
年 月 日	
那覇市長 宛	
申請者 住 所 団 体 名 代表者名 担当者名 電話番号	
なは女性センターの利用を取りやめるので、なは女性センター規則第7条の規定により、次のとおり届け出ます。	
許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
利用を取りやめる年月日	年 月 日
利用を取りやめる理由	

注 なは女性センター利用許可書(利用変更許可を受けた場合は、利用変更許可書を含む。)を添付してください。

那覇市規則第50号

平成26年 9 月30日

公 布 済

那覇市いじめ問題調査委員会規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市いじめ問題調査委員会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例（昭和52年那覇市条例第2号）第3条の規定に基づき、那覇市いじめ問題調査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（担当事務）

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項の規定による調査を行う。

（組織）

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）学識経験者

（2）その他市長が必要と認める者

3 第1項の規定にかかわらず、特定の事項を調査させるため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、市長が委嘱する。

（任期等）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員の担任する特定の事項の調査が終了するまでの間とする。

4 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員（議事に関係する臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、こどもみらい部子育て応援課において処理する。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第 268 号

平成 26 年 9 月 30 日

掲 示 済

平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：％)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	13.9	109.9

(注) 実質赤字比率、連結実質赤字比率の欄において「—」と表記されている場合、実質赤字額、連結実質赤字額がないことを表している。

(参考)

(単位：％)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

(注) 早期健全化基準：4 指標のうち 1 つでも、健全化判断比率がこの基準以上となった場合は、「財政健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に財政の健全化に取り組むことになる。

財政再生基準：将来負担比率を除く 3 指標のうち 1 つでも、健全化判断比率がこの基準以上となった場合は、「財政再生計画」を策定し、国等の監督の下、確実な財政再建に取り組むことになる。

那覇市告示第 285 号

平成 26 年 10 月 15 日

平成 26 年(2014 年) 9 月那覇市議会定例会で議決された平成 26 年度那覇市一般会計補正予算(第 3 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長職務代理者

那覇市副市長 久 高 將 光

平成 26 年度那覇市一般会計補正予算(第 3 号)

平成 26 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 129, 187 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 142, 869, 555 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 既定の地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方交付税		13, 508, 399	549, 604	14, 058, 003
	1 地方交付税	13, 508, 399	549, 604	14, 058, 003
14 国庫支出金		35, 186, 800	138, 421	35, 325, 221
	1 国庫負担金	27, 786, 294	△464	27, 785, 830
	2 国庫補助金	7, 296, 114	138, 885	7, 434, 999
15 県支出金		16, 616, 492	391, 286	17, 007, 778
	2 県補助金	11, 583, 636	391, 172	11, 974, 808

	3 委託金	529, 536	114	529, 650
16 財産収入		1, 318, 199	88, 516	1, 406, 715
	2 財産売却収入	955, 367	88, 516	1, 043, 883
18 繰入金		4, 918, 036	△855, 947	4, 062, 089
	1 特別会計繰入金	2, 767	98, 325	101, 092
	2 基金繰入金	4, 915, 269	△954, 272	3, 960, 997
19 繰越金		506, 374	1, 526, 679	2, 033, 053
	1 繰越金	506, 374	1, 526, 679	2, 033, 053
20 諸収入		1, 748, 726	74, 907	1, 823, 633
	4 受託事業収入	241, 017	61, 631	302, 648
	5 雑入	1, 007, 816	13, 276	1, 021, 092
21 市債		14, 850, 098	215, 721	15, 065, 819
	1 市債	14, 850, 098	215, 721	15, 065, 819
歳 入 合 計		140, 740, 368	2, 129, 187	142, 869, 555

歳 出

(単位: 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		837, 732	8, 586	846, 318
	1 議会費	837, 732	8, 586	846, 318
2 総務費		8, 417, 397	1, 452, 139	9, 869, 536
	1 総務管理費	6, 233, 090	1, 483, 493	7, 716, 583
	2 徴税費	1, 050, 494	△14, 826	1, 035, 668
	3 戸籍住民基本 台帳費	812, 431	△14, 478	797, 953
	4 選挙費	146, 832	856	147, 688
	5 統計調査費	73, 036	△1, 952	71, 084
	6 監査委員費	101, 514	△954	100, 560
3 民生費		65, 448, 882	323, 099	65, 771, 981
	1 社会福祉費	23, 346, 906	7, 899	23, 354, 805
	2 児童福祉費	20, 270, 072	331, 000	20, 601, 072
	3 生活保護費	21, 831, 903	△15, 800	21, 816, 103
4 衛生費		9, 370, 764	178, 987	9, 549, 751
	1 保健衛生費	5, 385, 857	171, 499	5, 557, 356

	2 清掃費	3,984,907	7,488	3,992,395
5 労働費		149,737	11,688	161,425
	1 労働諸費	149,737	11,688	161,425
6 農林水産業費		160,748	△6,056	154,692
	1 農業費	87,223	△498	86,725
	3 水産業費	72,973	△5,558	67,415
7 商工費		1,580,012	1,534	1,581,546
	1 商工費	1,580,012	1,534	1,581,546
8 土木費		19,693,317	△56,841	19,636,476
	1 土木管理費	439,927	△5,258	434,669
	2 道路橋りょう費	1,725,253	1,846	1,727,099
	3 港湾費	899,758	55,206	954,964
	4 都市計画費	9,393,068	△18,019	9,375,049
	5 住宅費	7,235,311	△90,616	7,144,695
9 消防費		4,650,131	22,917	4,673,048
	1 消防費	4,650,131	22,917	4,673,048
10 教育費		16,063,537	193,134	16,256,671
	1 教育総務費	1,612,259	△21,818	1,590,441
	2 小学校費	6,257,493	10,695	6,268,188
	3 中学校費	2,632,713	△6,400	2,626,313
	4 幼稚園費	1,843,988	△1,342	1,842,646
	5 社会教育費	1,750,902	197,250	1,948,152
	6 保健体育費	1,966,182	14,749	1,980,931
12 公債費		14,298,106	0	14,298,106
	1 公債費	14,298,106	0	14,298,106
歳 出 合 計		140,740,368	2,129,187	142,869,555

第2表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費			926,000

	4 都市計画費		926, 000
		沖縄都市モノレール延長事業	926, 000
合 計			926, 000

第3表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
地域人づくり事業(那覇市IT産業定着支援事業)(商工農水課)	平成27年度	16, 521
石嶺公民館・図書館冷房機器取替事業(平成25年度設置)(中央公民館)	平成27年度から平成32年度まで	858

第4表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
4 道路整備事業	216, 200	証 書 借 入 又は証券 発行	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等 等 による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	215, 100	補正前に 同じ		
5 都市計画事業	672, 900				671, 300			
7 市営住宅建設事業	1, 296, 500				1, 265, 800			
8 港湾事業	40, 900				47, 600			
10 教育施設整備事業	2, 962, 500				2, 987, 700			
11 臨時財政対策債	6, 075, 508				6, 292, 729			

那覇市告示第 286 号

平成 26 年 10 月 15 日

平成 26 年(2014 年) 9 月那覇市議会定例会で議決された平成 26 年度那覇市一般会計補正予算(第 4 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長職務代理者

那覇市副市長 久 高 将 光

平成 26 年度那覇市一般会計補正予算(第 4 号)

平成 26 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 88,777 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 142,958,332 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰越金		2,033,053	88,777	2,121,830
	1 繰越金	2,033,053	88,777	2,121,830
歳 入 合 計		142,869,555	88,777	142,958,332

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		9,869,536	88,777	9,958,313
	1 総務管理費	7,716,583	12,478	7,729,061
	4 選挙費	147,688	76,299	223,987
歳 出 合 計		142,869,555	88,777	142,958,332

那覇市告示第 287 号

平成 26 年 10 月 15 日

平成 26 年（2014 年）9 月那覇市議会定例会で議決された平成 26 年度那覇市水道事業会計補正予算（第 1 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長職務代理者

那覇市副市長 久 高 將 光

平成 26 年度那覇市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 平成 26 年度那覇市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 平成 26 年度那覇市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		支 出		
第 1 款	水道事業費用	7,838,452 千円	△166,571 千円	7,671,881 千円
第 1 項	営業費用	7,194,474 千円	△45,526 千円	7,148,948 千円
第 2 項	営業外費用	225,573 千円	129 千円	225,702 千円
第 3 項	特別損失	398,405 千円	△121,174 千円	277,231 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「951,975 千円」を「951,755 千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「35,671 千円」を「36,183 千円」に、過年度分損益勘定留保資金「664,745 千円」を「664,013 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		支 出		
第 1 款	資本的支出	1,203,370 千円	△220 千円	1,203,150 千円
第 1 項	建設改良費	846,810 千円	△220 千円	846,590 千円

（債務負担行為）

第 4 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

1 廃止

事 項	期 間	限 度 額
豊見城配水池修繕工事	平成 27 年度から平成 28 年度まで	162,000 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 5 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	1,438,619 千円	△168,588 千円	1,270,031 千円

那覇市告示第 288 号

平成 26 年 10 月 15 日

平成 26 年（2014 年）9 月那覇市議会定例会で議決された平成 26 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第 1 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長職務代理者

那覇市副市長 久 高 將 光

平成 26 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 平成 26 年度那覇市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的收入及び支出）

第 2 条 平成 26 年度那覇市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第 1 款 下水道事業収益	5,582,337 千円	31,800 千円	5,614,137 千円
第 2 項 営業外収益	1,161,057 千円	31,800 千円	1,192,857 千円
支 出			
第 1 款 下水道事業費用	5,116,119 千円	△124 千円	5,115,995 千円
第 1 項 営業費用	4,534,828 千円	△5,997 千円	4,528,831 千円
第 2 項 営業外費用	446,047 千円	2,381 千円	448,428 千円
第 3 項 特別損失	115,244 千円	3,492 千円	118,736 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「976,140 千円」を「957,964 千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「24,364 千円」を「24,320 千円」に、過年度分損益勘定留保資金「812,171 千円」を「867,166 千円」に、当年度分損益勘定留保資金「139,605 千円」を「66,478 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		支 出		
第1款	資本的支出	2,588,356 千円	△18,176 千円	2,570,180 千円
第1項	建設改良費	1,435,512 千円	△18,176 千円	1,417,336 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	493,904 千円	△20,681 千円	473,223 千円

那覇市告示第 289 号

平成 26 年 10 月 15 日

身体障害者手帳交付に係る医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき平成 26 年 9 月 16 日付け次のように指定した。

那覇市長職務代理者

那覇市副市長 久 高 將 光

	医師氏名	診療科目	医療機関名
1	平良 直人	神経内科	クリニックおもろまち
2	上間 貴仁	内科	那覇市立病院
3	大山 泰司	眼科	大浜第一病院
4	小浜 博太	整形外科	大浜第一病院
5	宮城 茂	内科	琉生病院
6	大橋 和広	眼科	那覇市立病院
7	金城 典人	脳神経外科	那覇市立病院

公 告

那覇市公告第 248 号

平成 26 年 10 月 2 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 23 号

平成 26 年 9 月 18 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
428	株式会社 N. I. C	広島県広島市中区舟入幸町 6-11 1F	中村 信幸	平成 26 年 9 月 17 日

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第 13 号
平 成 2 6 年 9 月 3 0 日
公 布 済

那覇市いじめ問題専門委員会規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委 員 長 添 石 幸 伸

那覇市いじめ問題専門委員会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例（昭和52年那覇市条例第2号）第3条の規定に基づき、那覇市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（担当事務）

第2条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じて、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第3項のいじめの防止等のための対策その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議する。

（組織）

第3条 専門委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 医師
- （3） 弁護士
- （4） その他教育委員会が必要と認める者

3 第1項の規定にかかわらず、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、専門委員会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、教育委員会が委嘱する。

（任期等）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員の担任する特別の事項の調査審議が終了するまでの間とする。

4 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 専門委員会は、委員（議事に関係する臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 専門委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 専門委員会の庶務は、学校教育部学校教育課において処理する。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 24 号

平 成 2 6 年 1 0 月 1 日

掲 示 済

次のとおり、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 111 条第 1 項第 4 号の規定による通知を受けたので市長選挙を行うべき事由が生じた。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

選挙を行なうべき事由

平成 26 年 9 月 29 日 那覇市長翁長雄志の辞職による。

那覇市選挙管理委員会告示第 25 号

平 成 2 6 年 1 0 月 1 5 日

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 23 条第 2 項の規定（永久選挙人名簿）により、平成 26 年 10 月 30 日（木）に縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

縦覧の場所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 12 階
那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第 26 号

平 成 2 6 年 1 0 月 1 5 日

沖縄海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 94 条において準用する公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 23 条第 2 項の規定により、平成 26 年 10 月 20 日から平成 26 年 11 月 3 日までに縦覧に供する選挙人名簿の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

縦覧の場所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 12 階
那覇市選挙管理委員会事務局

監査委員公表

那 監 公 表 第 7 号

平成 26 年 10 月 15 日

那覇市監査委員	新 城 和 範
同	宮 里 善 博
同	翁 長 俊 英
同	亀 島 賢 二 郎

平成 26 年度前期定期監査の結果に対する措置について（公表）

平成 26 年度前期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成 26 年度定期監査（前期）の結果に伴う措置状況について

消防局

○ 総務課

普通財産（土地）の所管について（注意事項）

西消防署庁舎の土地（那覇市東町 26 番 2 1,117.15 m²）は、民間活力を導入したリース方式による当該庁舎建替え工事に伴い賃貸借契約を締結する必要から平成 17 年 2 月 1 日付け、公有財産規則（以下「規則」という。）第 26 条に基づき総務部長に対し行政財産の用途廃止の通知を行い普通財産へ用途変更を行っている。

普通財産となった当該土地は、規則第 5 条第 4 項により総務部長が所管するところであるが、規則第 5 条第 5 項第 2 号の「引き継ぐことを適当としないものとして総務部長が定める普通財産」に該当するとして消防局総務課が引き続き所管しているとのことである。

しかし、当該規定の総務部長が定める普通財産とは、取壊し、撤去、交換、売却の目的で用途廃止するものであり、当該土地はいずれにも該当しないことから不適切な事務手続きとなっている。

普通財産の所管については、規則に基づき適切に管理されたい。

□ 注意事項に関する措置

平成 18 年地方自治法改正により行政財産の貸付け範囲が拡大（第 238 条の 4 第 2 項第 1 号）され、当該土地が行政財産であっても貸付けが可能となっております。

今回の指摘を受け、平成 26 年 7 月 8 付け規則第 27 条（分類換え）の規定に基づき普通財産から行政財産へ分類換えを行い、規則第 5 条第 2 項（公有財産の所管）の規定に基づき消防局が所管しています。

○ 救急課

AED（自動体外式除細動器）の有効活用について（要望事項）

本市は、平成 25 年 3 月から平成 26 年 1 月にかけて市内 123 ヶ所のコンビニエンスストアに AED を設置し、市内で心停止状態の傷病者が発生した場合に、その場に居合わせた市民が救命を目的として 24 時間いつでも活用できるよう整備を行っている。活用実績としては、平成 25 年度 6 件のうち 1 件は救命に繋がり、平成 26 年度は、5 月現在すでに 3 件の利用がある。

AED 設置は、本市の安心安全なまちづくりのため有効な事業であることから、設置後の維持管理は今後も引き続き十分に行うとともに、広報強化など有効活用に向けた取組みを推進されたい。

□ 要望事項に関する措置

（AED 設置後の維持管理について）

全国的に認知度が高い 24 時間営業のコンビニエンスストアに AED を設置し緊急事態発生時に救急隊が到着するまで救命処置が行える体制を整備し、本

市の安心安全なまちづくりに寄与するものと考えております。

維持管理につきましては、今後もAEDリモート管理システム「AED Linkage」を活用しAEDの電極パッドの使用期限やバッテリーの残量、AED本体の不具合などの管理を継続し、いつでも確実にAEDが使用できるように努めてまいります。

（広報強化など有効活用に向けた取組みを推進について）

広報につきましては、これまで行ってきた消防局のホームページへの掲示、救命講習会や市の広報誌、マスメディア「テレビ・ラジオ」等を利用した広報以外に、今年の3月24日から経済観光部なはまちなか振興課が一括交付金を活用した国際通り情報発信大型ビジョン活用事業で作成した那覇市コンビニAED設置事業の広報動画を那覇市でんぶすビルモニターにおいて視聴広報を行うとともに、8月8日から那覇市フェイスブックにおいても視聴可能となったことから、沖縄本島、県外の方々にもAED設置事業の広報が可能となりました。

心肺停止という緊迫した現場で冷静に「コンビニに行けばAEDが備えつけられている。」と思い浮かべられるよう広報の強化に努めてまいります。

都市計画部

○ 市街地整備課

複合機賃貸借契約の見積書の徴取について（注意事項）

複合機賃貸借契約の見積書の徴取については、予定価格を設定するために3者から徴取しているが、入札にあたりプリンターからスキャナ等の機能を追加したコピー機への機種変更をしたにも関わらず、見積書を取り直さず予定価格を設定している。那覇市契約規則第14条第1項は、取引の実例価格等を考慮して予定価格を定めるものとする規定しており、機種変更後の見積書の徴取は必要である。

契約事務に当たっては、関係規則等を遵守し適切な事務処理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

ご指摘の事項については、那覇市契約規則に定められた事項について周知徹底を図り、関係規則等を遵守し適切な事務処理に努めてまいります。

○ 区画整理課

随意契約事務の適切な執行について（注意事項）

真嘉比古島第二地区内外分筆業務委託（その1～4）において、当初契約では、那覇市契約規則第21条で定める随意契約のできる限度額内として締結されていたが、調査業務等の増による変更後の契約額が限度額を超えたものとなっていた。

当初契約の変更により限度額を超えた場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定により、随意契約を行うことはできない。

契約額の変更に伴って改めて随意契約の理由が発生した場合には、適用条項

を明確にし適切な事務の執行に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

本来、契約額の変更に伴って改めて随意契約の理由が発生した場合には、地方自治法施行令の適用条項を明確にし、財政課への合議が必要でありましたが、なされていませんでした。今後は同じことが起きないように留意するとともに、那覇市予算決算規則に基づく手続きを踏まえて処理していきます。

○ 地籍調査課

旅費の立替払いについて（注意事項）

国土調査研修（国土交通大学校）に参加するに当たって、割引航空券を購入するため資金前渡によらず立替払いをしている事例が見受けられた。立替払いは、職員が法令に違反して支出を行うおそれがあること、本来必要のない場合にも立替払いが行われるおそれがあること、立替払いの額の確認が困難であること等の問題点があり、地方自治法が定める財務制度上は認められていない（地方自治法第 232 条の 5）。

支出事務の執行に当たっては、関係法令を遵守し適切な事務の執行に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

今回の注意事項について、支出事務の執行に当たっては関係法令を遵守し、適切な事務の執行を行うよう、職員への注意喚起と周知徹底を図りました。今後、このようなことがないように、適切な事務処理に努めてまいります。

建設管理部

○ 道路建設課

石嶺 1 号橋補修工事における契約方法等について（是正事項）

石嶺 1 号橋補修工事について、平成 25 年 3 月に契約額 7,350,000 円で随意契約を行っている。随意契約理由は、橋梁の老朽化による早急な補修を要すること、限られた空間内で橋桁を鋼材により補強する特殊な技術があることとし、国及び県の補修工事实績のある事業者と契約している。

事業者の選定にあたっては、安易に 1 者に限定することなく、広く情報収集を行い、地方自治法施行令第 167 条に基づく入札により競争性が働くよう努められたい。

また、補修工事の必要性を年度の早い段階から認識していたことから、計画的な工程管理を図られたい。

□ 是正事項に関する措置

定期監査によります是正事項につきましては、真摯に受け止め競争入札及び計画的な工程管理を図ることを徹底してまいります。

なお、当課では緊急な工事や特殊な工事を除いて可能な限り競争入札とする工夫を行うとした「随意契約における道路建設課のガイドライン（平成 22 年

7月1日施行)」を再度、周知徹底いたしまして、今後は当ガイドラインの順守に努めてまいります。

○ 花とみどり課

予算の計画的執行について（要望事項）

那覇・福州友好都市交流シンボル事業については、友好都市締結 30 周年を記念して、那覇港管理組合が管理する若狭緑地にゲート的な要素を含んだシンボル像（龍柱）を製作する事業である。この事業は、平成 24 年度に沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）を活用し 12 月補正で予算措置され、平成 25 年度へ明許繰越しが行われている。さらに、石材の調達や彫刻作業の遅れ等により、平成 26 年度へ事故繰越しとなっている。

事故繰越しは、会計年度独立の原則（地方自治法第 208 条）に対する例外となるものであることから、事業の執行に当たっては、進捗管理を的確に行い予算の適切な執行をされたい。

□ 要望事項に関する措置

要望事項である進捗管理については、作業段階に応じた確認・指導等のため、平成 26 年 8 月に現地（中国）へ行くなど、的確な進捗管理を行っております。

また、今後は事業立案時における詳細なスケジュール設定等を行い、適切な予算執行に努めてまいります。

○ 建築工事課

行政財産（土地）の所管について（是正事項）

公有財産台帳の整備については、平成 24 年度の監査の指摘を受けて、市営住宅課と協議が整ったものについては所管換え済みであるが、市営住宅用地（1 筆 97.56 ㎡）、区画整理関連用地（2 筆 30.03 ㎡）については、市営住宅課と協議が調わなかったことから、未処理のままである。

当該未処理の用地については、道路及び住宅地の一部となっている事実を踏まえ、那覇市公有財産規則に基づき、早急に関係部署等と協議を調え適切な財産管理に努められたい。

□ 是正事項に関する措置

指摘のあった 3 筆のうち、市営住宅用地（1 筆 97.56 ㎡）と区画整理関連用地（1 筆 10.37 ㎡）については、道路管理課と所管換えについて協議済みであり、引き続き所管換えの手続きを進めていく予定です。残りの区画整理関連用地（1 筆 19.66 ㎡）については、管財課と所管換えについて協議中です。

○ 道路管理課

随意契約事務の適切な処理について（注意事項）

訴訟代理人委任契約について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適しないもの）に基づき随意契約を締結しているが、那覇市予算決算規則第 24 条（予算執行の合議事項）に基づく財政課長合議がなされていなかった。

契約事務の執行に当たっては、関係法令を遵守し適切な事務処理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

今後は、那覇市予算決算規則等の関係法令の熟知に努め、合議漏れがないよう予算の適切な事務処理に努めます。

○ 市営住宅課

行政財産（土地）の所管について（注意事項）

市営住宅課が所管している市営住宅用地に隣接している土地（樋川1丁目99番7他2筆 634.67㎡）は、昭和38年樋川市営住宅建設時から道路及び宅地として使用されていたが、市営住宅用地と同一地番だったため一体として市営住宅課が管理していた。平成19年用途別に分筆を行ったが、大部分が道路として使用されていることもあって所管換え等を行わなかった。

那覇市公有財産規則第24条（所管換え）及び第25条（所属換え）の規定に基づき、速やかに管財課及び道路管理課と協議を調べ、適切な財産管理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

道路として使用している樋川1丁目99番8は、道路管理課へ所属換えを行うことで協議が調いましたので、年度内には手続きを終える予定です。

同じく道路として使用している樋川1丁目99番9は、「既存市道の道路敷地内ではない」、「那覇市道の路線認定基準に合致していない」という理由から道路管理課で財産管理することは適切でないということになり、普通財産として管財課へ所管換えを行います。

また、宅地として市民が使用している樋川1丁目99番7は、売却することとし管財課へ土地の評価（財産評価委員会へ諮問）を依頼しました。今後、関係課と調整しながら事務を進めていきます。